

# 年金記録確認九州地方第三者委員会の業務終了及びこれまでの活動実績について

平成27年5月15日  
年金記録確認九州地方第三者委員会

## 年金記録確認九州地方第三者委員会の業務終了について

### 1 業務終了のお知らせ

年金記録確認九州地方第三者委員会(注1)は、受け付けた年金記録の確認の申立ての調査審議が全て終了し、今後、事後処理等を行い、平成27年6月30日をもって業務を終了します。

(総務省組織令の一部を改正する政令の公布日:5月20日、施行期日:7月1日)

### 2 活動実績

これまでに、20,032件の年金記録の確認申立てについて調査審議を行い、このうち、8,669件について総務大臣から厚生労働大臣に対して年金記録の訂正をあっせん(注2)。

### 3 厚生労働省における新たな仕組み

年金記録確認九州地方第三者委員会は、平成19年7月、年金記録問題に対処するために、総務省に臨時の機関として緊急に設置。

一方、恒常的な年金記録の訂正手続を整備することが求められ、平成26年6月の法律改正により、厚生労働省に年金記録の訂正を求める制度が創設。27年3月から、年金記録の訂正を求める手続を開始。

(注1) 平成25年5月に、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿児島の各地方第三者委員会をブロック機関に集約。

(注2) 受け付けた申立件数から、申立て取下げ等を除いた19,402件のうちの記録訂正割合44.7%。  
件数は、平成25年5月の集約前の各地方第三者委員会の処理件数を含む。

業務終了後の年金記録確認九州地方第三者委員会が調査審議を行った年金記録の確認申立てに関するお問合せは、下記へお問合せください。

<お問合せ先>

総務省九州管区行政評価局首席行政相談官室  
電話 092-431-7136

# 年金記録確認九州地方第三者委員会の活動実績

## 1 年金記録確認九州地方第三者委員会

- ・ 総務省の地方支分部局である九州管区行政評価局に設置  
委員長：津田 聰夫氏（元福岡県弁護士会会長、元日本弁護士連合会副会長）  
委員数：18人（平成27年3月末現在）
- ・ 平成19年7月、九州管区行政評価局に年金記録確認福岡地方第三者委員会を、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿児島の各県に所在する行政評価事務所に佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿児島地方第三者委員会を設置
- ・ 平成25年5月、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿児島の各地方第三者委員会を集約（年金記録確認九州地方第三者委員会に改称）
- ・ 平成19年7月12日に第1回委員会を開催以降、業務終了までの間に3,879回の委員会・部会を開催

## 2 申立て受付件数

九州管区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）管内に所在する日本年金機構の年金事務所で受け付けた申立ての件数は累計で23,022件

（年度別内訳）

| 年度   | 19年度<br>(19.7～) | 20年度  | 21年度  | 22年度  | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度<br>(～27.2) |
|------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 受付件数 | 5,384           | 3,552 | 4,168 | 4,577 | 2,152 | 1,160 | 1,311 | 718             |

- \* 総務大臣に対する申立ては、日本年金機構の年金事務所で受け付けている。
- \* 日本年金機構の年金事務所で受け付けた申立てのうち、申立ての内容が定型的で一定の条件に当てはまるもの等については、総務省年金記録確認第三者委員会の包括的意見を受けて、日本年金機構段階で処理（記録訂正等）される。
- \* 日本年金機構における申立て受付件数は、平成27年3月31日現在の速報値である。

### 3 申立ての処理状況

発足以来、九州地方第三者委員会における要処理件数(注)の累計は20,032件で、その全件の処理を完了

(上記のほか、日本年金機構段階で3,004件を処理)

(注)要処理件数：九州地方第三者委員会において調査・審議を要することとなった件数

要処理件数(20,032件)

=受付件数－日本年金機構段階処理件数+他の地方第三者委員会間との移送件数等

(23,022件) (3,004件)

(14件)

このうち、九州地方第三者委員会の審議を経て、総務大臣から厚生労働大臣に対して記録訂正をあっせんした件数は8,669件(44.7%)

(記録訂正をあっせんした8,669件は処理件数20,032件から本人取下げ等630件を除いた  
19,402件の44.7%にあたる)

(上記のほか、日本年金機構段階で2,238件を記録訂正)

#### 年度別／累計の要処理件数、処理件数等

| 年度                           | 19年度             | 20年度             | 21年度              | 22年度              | 23年度              | 24年度            | 25年度            | 26年度            |
|------------------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 当該年度の新規<br>要処理件数<br>(累計①)    | 3,994<br>(3,994) | 4,258<br>(8,252) | 3,919<br>(12,171) | 4,239<br>(16,410) | 1,967<br>(18,377) | 662<br>(19,039) | 644<br>(19,683) | 349<br>(20,032) |
| 当該年度の<br>処理件数<br>(累計②)       | 651<br>(651)     | 5,636<br>(6,287) | 4,482<br>(10,769) | 4,254<br>(15,023) | 3,137<br>(18,160) | 718<br>(18,878) | 643<br>(19,521) | 511<br>(20,032) |
| 記録訂正が必要<br>と判断               | 256<br>(256)     | 1,874<br>(2,130) | 2,037<br>(4,167)  | 1,988<br>(6,155)  | 1,674<br>(7,829)  | 333<br>(8,162)  | 307<br>(8,469)  | 200<br>(8,669)  |
| 記録訂正が不要<br>と判断               | 349<br>(349)     | 3,583<br>(3,932) | 2,320<br>(6,252)  | 2,154<br>(8,406)  | 1,403<br>(9,809)  | 375<br>(10,184) | 316<br>(10,500) | 233<br>(10,733) |
| 取下げ等                         | 46<br>(46)       | 179<br>(225)     | 125<br>(350)      | 112<br>(462)      | 60<br>(522)       | 10<br>(532)     | 20<br>(552)     | 78<br>(630)     |
| 当該年度末時点<br>の処理率<br>(累計②／累計①) | 16.3%            | 76.2%            | 88.5%             | 91.5%             | 98.8%             | 99.2%           | 99.2%           | 100%            |

( )の数値は当該年度末の累計件数である。

\* 件数は、平成25年5月の集約前の福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿児島の各地方第三者委員会の処理件数を含む。

\* 日本年金機構における処理件数は、平成27年3月31日現在の速報値である。

## 4 記録訂正が必要と判断した事例(主なもの)

### 国民年金の事例

#### <申立内容(概要)>【家計簿事案】

私は、申立期間(昭和58年10月～59年3月)について、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされている。

#### <審議内容>

- ① 申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付済み。
- ② 申立人の所持する当時の家計簿には、申立期間を含め、当時納付したとする保険料額の記載があり、当時の保険料額と一致していることなどから保険料を納付していたと推認される。

※ 以上のことから、記録訂正が必要であるとしてあっせん。→ 6か月の記録が回復

### 厚生年金の事例

#### <申立内容(概要)>【取得日相違事案】

私は、昭和25年4月1日にA社に入社し勤務していたにもかかわらず、同年8月1日に厚生年金保険に加入した記録となっており、申立期間(昭和25年4月1日～同年8月1日)の加入記録が無い。

#### <審議内容>

- ① A社が保管する人事関係資料等により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。
- ② 同僚の供述等により、申立人と同じ経歴で同期に入社した複数の者の名前が判明。
- ③ 同期入社の同僚は、入社日に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人についても入社と同時に厚生年金保険に加入し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと推認される。

※ 以上のことから、記録訂正が必要であるとしてあっせん。→ 4か月の記録が回復